

「第3次下諏訪町環境基本計画」の中間見直しについて

目的

当町では、令和3年度に第3次下諏訪町環境基本計画（以下、「現行基本計画」という。）を策定し、町の環境施策を総合かつ計画的に推進するための指針として位置づけています。

現行基本計画の策定以降、各種施策の推進により、環境保全の取組に一定の成果が見られる一方、地球温暖化の進行や生物多様性の危機、エネルギーを巡る課題の顕在化など、当町の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、これまで実施してきた目標別施策の成果と課題を検証するとともに、第8次下諏訪町総合計画と整合を図りながら、地球温暖化をはじめとする環境変化や社会情勢の変化に的確に対応するため、環境基本計画の見直しを行うものであります。

内容

第3次下諏訪町環境基本計画が策定された令和3年（2021年）から5年が経過しようとしています。この間、当町では、2050年ゼロカーボン達成に向け、「下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定やゼロカーボンシティ宣言を行うなど、環境施策を取り巻く状況が大きく変化いたしました。こうした状況やパブリックコメントの意見を踏まえ、今回の見直しでは、新たに第5章として地球温暖化対策実行計画を位置付けるとともに、「目標別施策の内容」について、現状に即した内容となるよう見直しを行いました。

主な変更点

◆現状に即した内容への修正

軽微な表現修正を行った項目がある中で、内容に大きな変更があった主な項目は、ゼロカーボン対策、廃棄物・災害対応及び水資源保全に関する分野であり、見直し内容は次のとおりになります。

【2-1 4Rの推進と適正処理】P32

令和7年度からプラスチック資源の一括収集を開始したことを踏まえ、関連する取組内容を追記しました。

【2-3 災害廃棄物の処理】P36

令和4年3月に下諏訪町災害廃棄物処理計画を策定したことから、当該計画の位置づけや取組内容について追記しました。

【3-1 再生可能エネルギー導入の促進】P38

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指し、当町が令和5年6月30日に「下諏訪町ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことについて追記しました。

【4-1 水環境の保全】P42

水資源保全地域においては、土地所有者の把握や土地取引情報の事前把握が困難であることから、土地の取引等を対象とした事前届出制に関する条例を長野県が制定しています。これを受けて、平成27年に汁垂地区、令和7年度に土坂地区が指定されたことについて、内容を追記しました。